

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 6 年 第 9 回 春 日 部 市 農 業 委 員 会 総 会			
開 催 日 時		令和8年9月25日（金）	開 会	午前10時00分	
			閉 会	午前11時13分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎3階会議室301・302			
議 長 氏 名		会長　市川　大倫			
出 席 者	農 業 委 員	(出席人数：19人)			
		2	飯島　優子	11	新井　久義
		3	齋藤　昭雄	12	加藤　富夫
		4	山崎　勇喜	13	池上　　茂
		5	中山　雅博	14	森本　恒平
		6	岡本　　勉	15	森住　武雄
		7	石山　法男	16	萩原　　勝
		8	石川　勝也	17	伊藤　弘子
		9	水口　健二	18	石塚　郁志
		10	岡田　　實		
		(欠席人数：1人)			
	1	川鍋　浩之			
	事 務 局	(　出席人数：5人　)			
農 業 委 員 会 事 務 局 長 齋藤　綱紀		農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 田口　俊彦			
農 地 振 興 担 当 主 幹 藤浪　一夫		農 地 振 興 担 当 主 査 西　真輝			
農 地 振 興 担 当 主 任 金子　昌行					
議 事 参 与	(　出席人数：2人　)				
	農 業 振 興 課 主 査 東　勇稀		開 発 調 整 課 主 幹 佐々木　和也		
次 第 及 び 公 開 、 一 部 公 開 、 非 公 開 の 区 分		日程1議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案2件：公開 日程2議案第2号「農地法第3条買受適格証明（委員会）」1議案1件：公開 日程3議案第3号「農地法第4条（知事）」1議案1件：公開 日程4議案第4号「農地法第4条事業計画変更申請」1議案1件：公開 日程5議案第5号「農地法第5条（知事）」1議案6件：公開			

	日程 6 議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更申請」 1 議案 2 件 日程 7 議案第 7 号「租税特別措置法適格者証明」 1 議案 1 件 日程 8 議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」 1 議案 1 件								
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録 ☒ 録音テープ等を使用した要点記録 ☐ 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th><th>委員氏名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1</td><td>新井 久義</td></tr> <tr> <td>1 2</td><td>加藤 富夫</td></tr> <tr> <td>1 3</td><td>池上 茂</td></tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 1	新井 久義	1 2	加藤 富夫	1 3	池上 茂
議席番号	委員氏名								
1 1	新井 久義								
1 2	加藤 富夫								
1 3	池上 茂								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２６年第９回総会を開会いたします。在任委員１９名中、本日の出席委員は１８名により春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課東勇稀主査と都市整備部開発調整課佐々木和也主幹が出席しております。次に運営委員会について、伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日、開催されました運営委員会における議事内容につきまして、ご報告申し上げます。議題として（１）農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（２）荒廃農地再生支援事業の周知について（ご依頼）（３）農委だよりの初稿について（４）第５１回春日部市農業祭の出店内容について（５）農業委員会視察研修先の選定についての５項目についての協議を行いました。最後に委員間で活発な意見交換が行われました。報告は以上となります。
議長	ありがとうございました。 次に、本日の総会につきまして、傍聴の申出がありましたので、これを許します。この際、暫時休憩いたします。 （暫時休憩）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 本日の議題は 日程１ 議案第１号農地法第３条（委員会）１議案２件 日程２ 議案第２号農地法第３条買受適格証明（委員会）１議案１件 日程３ 議案第３号農地法第４条（知事）１議案１件 日程４ 議案第４号農地法第４条事業計画変更申請１議案１件 日程５ 議案第５号農地法第５条（知事）１議案６件 日程６ 議案第６号農地法第５条事業計画変更申請１議案２件 日程７ 議案第７号租税特別措置法適格者証明１議案１件 日程８ 議案第８号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について１議案１件、合計８議案となります。
議長	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは、議席番号１１番新井久義委員、１２番加藤富夫委員、１３番池上茂委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言

	の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 4 2 番、4 3 番について、事務局より説明を求めます。 事務局 議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 2 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 4 2 番、所有権移転、所在上金崎字舞台東、地番 43-6、地目畑、面積 499 m²、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地では黒豆を作付ける計画です。 今回の申請について事務局で確認したところ、申請地は平成 2 年 1 2 月 2 5 日付けで分家住宅敷地として、農地法第 5 条の許可を受けており、転用が未完了であることが確認されたため、代理人を通じ、譲渡人に現在までの状況等を確認しているところです。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号 4 3 番、所有権移転、所在金崎字干上、地番 153-2、地目畑、面積 302 m²外 1 筆、合計 357 m²、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地では水稻を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。以上でございます。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。はじめに、4 2 番及び 4 3 番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
委員	第 3 地区推進委員、石井茂です。申請番号 4 2 番について報告いたします。令和 8 年 9 月 1 1 日に水口・岡田農業委員、横川推進委員及び私の 4 名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農

	地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから『問題なし』と意見を述べ、報告といたします。次に申請番号43番について報告いたします。 令和8年9月11日に水口・岡田農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番森住武雄委員より、申請番号42番及び43番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号15番、森住武雄です。はじめに、申請番号42番について報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。しかしながら、今回の申請について事務局が確認したところ、申請地は平成2年12月25日付けで、分家住宅敷地として農地法第5条の許可を受けており、転用が未完了であることが確認されたため、代理人を通し、譲渡人に現在までの状況等を確認していると事務局から報告を受けたところです。そのため、申請地の農地法第5条の許可後の状況等について確認をした後に、審議を再開するのが望ましいと考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議と決しました。 次に、申請番号43番について報告をします。 申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可と決しました。報告は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号42番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。次に、申請番号43番について、事前審査委員より許可と報告がありました。よって、はじめに申請番号42番、次に申請番号43番を別々に審議すること

	に異議ございませんか。 (質疑なし)
議長	異議なしと認め、採決にはいります。はじめに、申請番号42番を事前審査委員の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号農地法第3条(委員会)、申請番号42番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議と決定しました。担当農業委員は引き続き、調査をお願いします。 次に43番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号農地法第3条(委員会)申請番号43番を事前審査委員の報告のとおり許可と決定しました。
議長	次に、日程2議案第2号農地法第3条買受適格証明(委員会)を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の2頁をご覧ください。議案第2号農地法第3条買受適格証明(委員会)について、証明願が1件あったので、審議を求めます。 対象農地は、春日部市が行う不動産の公売です。買受適格証明を受けた方のみが入札に参加でき、落札した場合は農地法第3条の許可申請が必要になります。このため、本案件につきましては、適格証明の申請人が農地法第3条の許可条件を満たしているか審査するものです。申請番号1番、所在上吉妻字大湖、地番443、地目田、面積992㎡外2筆、合計3173㎡、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。公売中の農地に入札するため、買受適格者であることを証明するものです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ麦を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことと、農地所有適格法人の要件を備えていることを確認しました。以上でございます。

議長	次に、担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。
委員	第4地区推進委員上原剛雄です。申請番号1番について報告いたします。令和8年9月14日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、及び私の7名で申請地の現地調査を実施したところ、耕作が行われていることを確認しました。次に申請人の保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、申請人が他地区に保有する農地も問題は無かったと担当地区推進委員から事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。以上です。
議長	次に、議席番号15番森住武雄委員より事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号15番森住武雄です。申請番号1番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、耕作が行われていると報告を受けました。また、申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上のことから当該申請については事前審査委員4人の合議により「証明する」と決しました。以上です。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番の岡田です。1点目は、この公売に参加する者は1社のみなのかお尋ねします。2点目は、事前審査で耕作が行われているとの報告がございましたが、耕作者は誰なのかお尋ねします。
議長	事務局、回答願います。
事務局	岡田委員のご質問にお答えいたします。1点目のこの公売に参加する者が買受適格証明の申請者は法人1社のみでございます。2点目の耕作者については、市の公式ホームページに掲載されている公売情報によります。

	と、所有者が水田として使用中となっております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番の岡田です。公売に参加する者が1社だけだと差し押さえ物件の公売における競争原理が働かないのではないのでしょうか。債権回収を最大限にするため、どのように知らしめてきたのか教えていただきたいと思います。
議長	事務局、回答願います。
事務局	岡田委員のご質問にお答えいたします。この公売に関する問い合わせ先は市の収納管理課収納担当となっており、市公式ホームページの新着情報として掲載がされているところです。
議長	他に質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり、証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号農地法第3条買受適格証明(委員会)申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。
議長	次に、日程3議案第3号農地法第4条(知事)を議題といたします。申請番号6番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書3頁をご覧ください。議案第3号農地法第4条(知事)について、許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。申請番号6番、所在一ノ割字下沖、地番1215、地目畑、面積234㎡、以下記載のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内

	図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和44年5月3日、国土地理院の航空写真にて、申請農地が宅地になっていることを確認しました。農用地からの除外については確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、工事不要のためありません。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。以上でございます。
議長	次に、申請番号6番について、担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。
委員	第1地区推進委員中村勝利です。申請番号6番について報告いたします。令和8年9月9日に、山崎農業委員、飯島農業委員、朝倉推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は農業用倉庫の敷地として利用されていました。また、保有農地について問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておりました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上です。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番森住武雄委員より申請番号6番について、事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号15番森住武雄です。申請番号6番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、申請地は農業用倉庫の敷地となることが確認できました。申請について問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当」とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、日程3議案第3号農地法第4条(知事)を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程4議案第4号農地法第4条事業計画変更申請を議題といたします。申請番号2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書4頁をご覧ください。議案第4号「農地法第4条事業計画変更申請」について、申請が1件あったので、審議を求めます。申請番号2番、所在銚子口字中道下、地番889-1、地目畑、面積466㎡、以下記載のとおり。この案件は、駐車場、資材置場を設置するため、令和7年2月4日付で申請、令和7年3月14日付で許可となったものの計画内容を変更するものです。計画変更の理由は、駐車場の仕上げ及び、防除柵の設置範囲の変更です。当初、駐車場5台分をコンクリート仕上げで計画しましたが、コンクリート敷の費用を、砂利敷きの下に防草シートを設置する費用に変更することです。また、防除柵について、当初は出入り口を除く外周部への設置を計画しましたが、農地に面した部分のみに設置する計画に変更することです。案内図は10頁、詳細図は11頁から12頁、およびスクリーンをご覧ください。資金計画は自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。以上でございます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番森住武雄委員より申請番号2番について、事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号15番森住武雄です。申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請について問題は無く周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。また、事業計画変更理由についてもやむを得ないものと考えます。以上のことから事前審査委員4人の合議により承認することと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めま

	す。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第４号農地法第４条事業計画変更申請、申請番号２番を事前審査委員の報告のとおり承認することと決定しました。
議長	次に、日程５議案第５号農地法第５条（知事）を議題といたします。申請番号４８番から５３番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書５頁をご覧ください。議案第５号農地法第５条（知事）について、許可申請が６件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号４８番所有権移転、所在上大增新田字東耕地、地番６-２、地目田、面積１６１㎡、以下記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。申請農地の外、隣接する非農地１６１㎡と併せて計画しています。案内図は１３頁、詳細図は１４頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 次に、申請番号４９番 使用貸借権設定、所在大場字下谷中、地番５４２-４、地目田、面積２６４㎡、以下記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は１５頁、詳細図は１６頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされていま

す。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、申請番号 5 0 番、使用貸借権設定。所在上吉妻字郷台、地番 308-1、地目田、面積 567 m²、外 2 筆、合計 2709 m²、以下記載のとおり。転用計画は、農地改良工事です。耕作者がおらず、数年間耕作されていなかった農地を、農業法人が取得しました。今後、畑として利用するため、盛り土を行う計画です。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設根伐発生土を搬入後、表土埋戻客土 C の方法で行うとのことです。案内図は 1 7 頁、詳細図は 1 8 頁から 2 1 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は麦を作付ける計画です。工事期間は許可日から 9 か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、議案書 6 頁、申請番号 5 1 番、所有権移転。所在大場字前、地番 754-1、地目田、面積 974 m²、以下記載のとおり。申請法人は一般社団法人で、転用計画は就労継続支援 B 型事業所の設置です。現在の事業所は賃貸物件で作業スペース・休憩室・相談室などの使い勝手が悪く、安全かつ適切なサービス提供に支障をきたしていることから計画したとのことです。案内図は 2 3 頁、詳細図は 2 4 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理で、オーバーフロー分を西側水路に放流する計画です。生活排水は、下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね 500 メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから、第 3 種農地と考えます。

次に、申請番号 5 2 番、所有権移転。所在赤沼字堂面、地番 331-1、地目畑、面積 574 m²外 1 筆、合計 633 m²、以下記載のとおり。申請者はリサイクル業を営む法人で、転用計画は、駐車場の設置です。業務量の増加に伴い、資材を置く場所が不足して駐車場に置いているため、駐車場の設置を計画したものです。駐車場には、トラック 3 台、普通車 2 1 台を設置する

予定です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号53番所有権移転、所在小淵字山下、地番1005-8、地目畑、面積346㎡、以下記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。以上でございます。

議長

次に申請番号50番について、担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。

委員

第4地区推進委員上原剛雄です。申請番号50番について報告いたします。令和8年9月14日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、及び私の7名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、申請人が他地区に保有する農地も問題は無かった、と担当地区の推進委員から事務局を經由して報告を得ております。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。以上です。

議長

次に、議席番号16番萩原勝委員より申請番号48番から52番の事前審査の報告を求めます。

委員	議席番号１６番萩原勝です。はじめに、申請番号４８番から４９番、及び５１番から５２番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当とすることと決しました。 次に、申請番号５０番について事前審査の報告をします。 申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	次に、議席番号１８番石塚郁志委員より申請番号５３番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１８番石塚郁志です。申請番号５３番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号４８番から５３番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第５号農地法第５条（知事）申請番号４８番から５３番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長	次に、日程6議案第6号農地法第5条事業計画変更申請を議題といたします。申請番号1番及び2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書7頁をご覧ください。議案第6号農地法第5条事業計画変更申請について、申請が2件あったので、審議を求めます。 はじめに、申請番号1番、所在赤沼字堂面、地番270-1、地目畑、面積966㎡外4筆、合計2708㎡、以下記載のとおり。この案件は、特別養護老人ホームを設置するため、令和7年12月4日付で申請、令和8年3月13日付で許可となったものの計画内容を変更するものです。計画変更の理由は、雨水貯留施設の変更です。当初、屋外開放型の貯留施設を計画していましたが、安全管理上のリスクや、害虫発生などの環境衛生を鑑み、費用や仕様の見直しを行ったところ、当初の資金計画と同等の金額で地下貯留施設への変更が可能であることが確認できたため、変更するものです。案内図は30頁、詳細図は31頁から32頁、およびスクリーンをご覧ください。資金計画に変更はありません。 次に、申請番号2番、所在上大増新田字東耕地、地番182-1、地目田、面積961㎡外2筆、合計2883㎡、以下記載のとおり。この案件は、社会福祉施設を設置するため、平成25年4月申請、平成25年5月21日付で許可となったものの計画内容を変更するものです。計画変更の理由は、建築規模、構造、配置の変更です。当初、通所介護と短期入所生活介護を行う施設を計画していましたが、事業内容を見直し、通所介護のみを行う施設に変更するものです。案内図は34頁、詳細図は35頁から36頁、およびスクリーンをご覧ください。資金計画については、自己資金及び金融機関からの融資で、金融機関発行の残高証明書と融資証明書が添付されています。以上でございます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号18番石塚郁志委員より申請番号1番及び2番について、事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号18番石塚郁志です。申請番号1番、2番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請について問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。また、事業計画変更理由についてもやむを得ないもの、と考えます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て承認することと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 1 番及び 2 番を事前審査委員の報告のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号農地法第 5 条事業計画変更申請、申請番号 1 番及び 2 番を事前審査委員の報告のとおり承認することと決定しました。
議長	次に、日程 7 議案第 7 号租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号 9 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 8 頁をご覧ください。議案第 7 号租税特別措置法適格者証明について、申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明し、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。申請番号 9 番、所在銚子口字葛塚、地番 348、地目畑、面積 466 m²外 23 筆、合計 15529 m²、以下記載のとおり。案内図は 37 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 250 日です。以上でございます。
議長	次に、申請番号 9 番について、担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。
委員	はい、議長。区域番号 2 番の大塚です。申請番号 9 番について報告いたします。令和 8 年 9 月 10 日、川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員そして私の合計 4 人で、その税特別措置法に基づき適格者証明の適用を受ける申請農地等の現地調査等を実施したところ、全ての農地において、農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告します。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 18 番石塚郁志委員より申請番号 9 番の事前審査の報告を求めます。

委員	議席番号１８番石塚郁志です。申請番号９番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、 農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員４人の合議により証明するとすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号９番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第７号租税特別措置法適格者証明、申請番号９番を事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。
議長	次に、日程８議案第８号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１０頁をご覧ください。議案第８号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についてご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。令和８年８月１２日付け春農発第５４２号により市長から依頼のあった標記の件につきまして、委員の皆様へ意見照会を行いましたところ、期限までに特段の意見はございませんでした。よって、議案書１１頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。説明は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。

	議案第 8 号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第 8 号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	傍聴人の方をお願いいたします。以上で本日の会議の審議事項は全て終了いたしましたので、退席願います。暫時休憩といたします。 （傍聴人退席）
議長	それでは休憩前に引き続き再開いたします。次に日程 9 報告第 1 号農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動、日程 1 0 報告第 2 号農地法第 4 条届出、日程 1 1 報告第 3 号農地法第 4 条制限除外、日程 1 2 報告第 4 号農地法第 5 条届出、日程 1 3 報告第 5 号農地法第 1 8 条通知、日程 1 4 報告第 6 号違反転用事案報告につきましては、議案書の 1 6 頁から 2 7 頁にお示しのとおりです。続きまして、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号 1 0 番の岡田です。日程 1 1 報告第 3 号農地法第 4 条の制限除外とありますが、どういうことを指しているのかお尋ねします。
議長	事務局、回答願います。
事務局	岡田委員のご質問にお答えいたします。報告事項の報告第 3 号農地法第 4 条の制限除外について説明をさせていただきます。農地法第 4 条 1 項但し書に農地法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により自らの農地 2 アール未満の農機具格納庫・農作物の保管庫・耕作のために必要な作業場などの農業経営上必要不可欠な施設農業用施設に転用する場合、農地法第 4 条許可の適用を受けない許可不要の転用案件としての届け出が出されたものでございます。説明は以上です。
議長	その他いかがでしょうか。

議長	(意見なし) 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示し のとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、2026年第9回総会を閉会いたします。 閉会（午前11時13分）
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。 令和 年 月 日 署名者の職・氏名 議 長 会 長 _____ 農業委員 1 1 番 _____ 農業委員 1 2 番 _____ 農業委員 1 3 番 _____	